

平成27年度石川県農業活性化協議会 第1回通常総会

日 時:平成27年4月23日(木)

13:30より

場 所:県庁「1109会議室」

次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議事録署名人選出

4. 議 事

議案1

平成26年度事業報告及び収支決算について

議案2

平成27年度事業計画及び収支予算について

議案3

石川県水田フル活用ビジョン(案)について

議案4

石川県農業活性化協議会規約・事務処理規程の変更について

5. その他

報告事項

・稲作農業の体質強化緊急対策事業の活用実績について

6. 閉 会

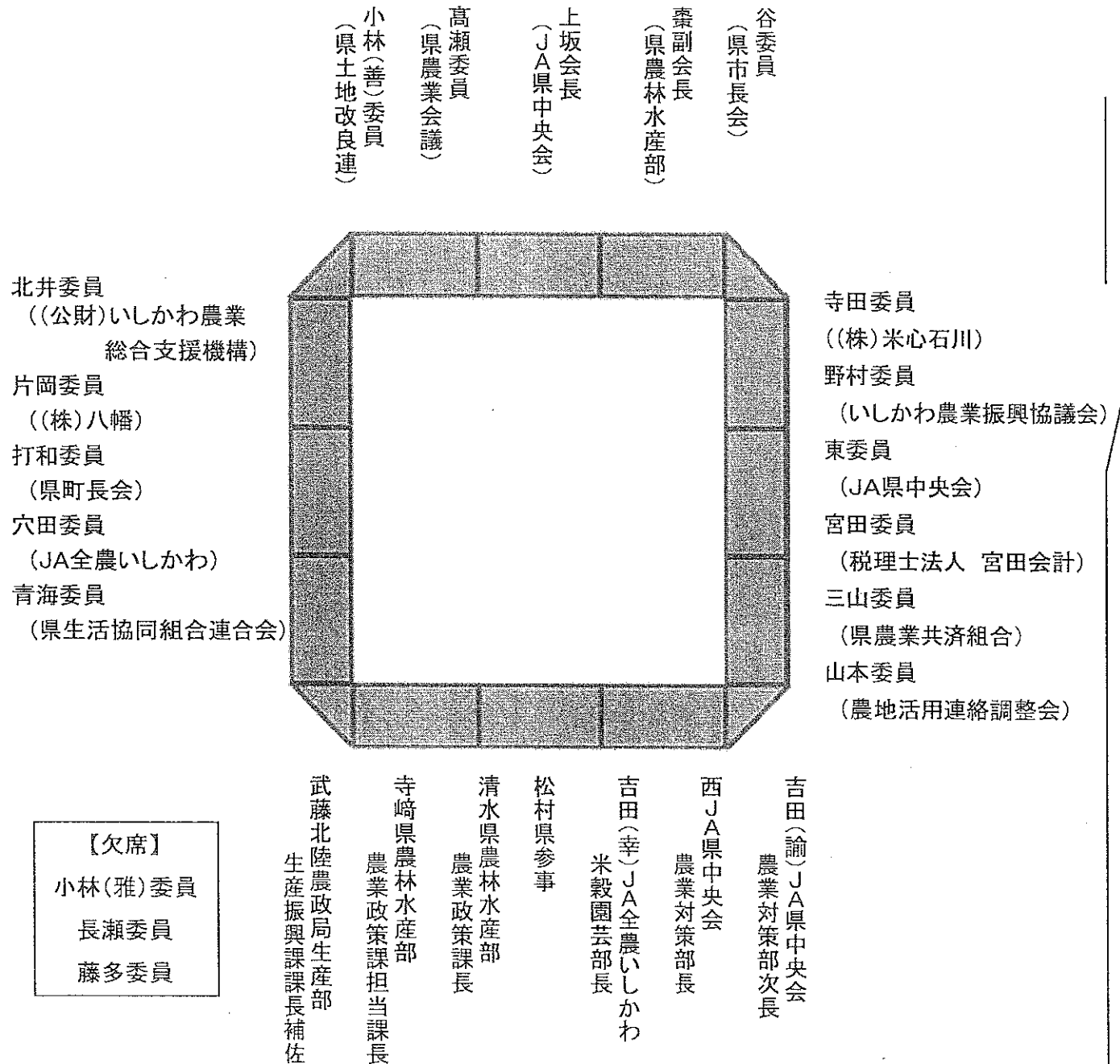
石川県農業活性化協議会 委員名簿

(50 音順)

青 海 万里子	石川県生活協同組合連合会 専務理事	
穴 田 睦 実	全国農業協同組合連合会石川県本部 県本部長	
打 和 浩 之	石川県町長会 事務局長	
片 岡 敏 雄	(株)八幡 常務取締役	
(新)北 井 芳 範	(公財)いしかわ農業総合支援機構 総括参事	
上 坂 英 善	石川県農業協同組合中央会 会長	(会 長)
小 林 雅 裕	石川県立大学 教授	
小 林 善 隆	石川県土地改良事業団体連合会 専務理事	
(新)高 瀬 裕 章	石川県農業会議 事務局長	(監 事)
谷 晃	石川県市長会 事務局長	
寺 田 吉 浩	(株)米心石川 代表取締役専務	
長 瀬 清 隆	石川県農業法人協会 副会長	
(新)棗 左登志	石川県 農林水産部長	(副会長)
野 村 善 寛	いしかわ農業振興協議会 会長	
東 英 一	石川県農業協同組合中央会 専務理事	
藤 多 典 子	石川県婦人団体協議会 会長	
宮 田 吉 弘	税理士法人 宮田会計 代表社員	(監 事)
三 山 勇	石川県農業共済組合 参事	
山 本 敏 弘	いしかわの農地活用連絡調整会	

平成27年度 石川県農業活性化協議会 第1回通常総会（座席表）

平成27年4月23日（木） 13:30から
県庁11階 1109会議室



事務局

議 案 資 料

- 議案1 平成26年度事業報告及び収支決算について ……P 1
- 議案2 平成27年度事業計画及び収支予算について ……P 13
- 議案3 石川県水田フル活用ビジョン(案)について ……P 17
- 議案4 石川県農業活性化協議会規約・事務処理規程の変更について
……………P 23

平成26年度事業報告及び収支決算について

1 平成26年度事業報告

米価の安定に向けた米の需給調整をはじめ、麦・大豆・野菜など作物作付けによる水田の有効利用、調整水田等の解消、担い手の育成・確保対策等、本県農業の振興を図るため、次の事項を重点的に実施した。

(1) 経営所得安定対策円滑化事業(事業期間:平成22年度～)

経営所得安定対策等の実施に必要となる米及び米以外の水田作物の生産方針等の策定や産地交付金の要件設定のほか、制度の円滑な実施や水田フル活用の実現に向けた意見交換や地域協議会担当者説明会を実施した。

①総会の開催

(委員19名)

開催月日	内 容	委員出席状況 (委任状出席含む)
第1回 通常総会 平成26年 4月23日	<議案> ○石川県農業活性化協議会規約・事務処理規程の変更 ○平成25年度事業報告及び収支決算 ○平成26年度事業計画及び収支予算 ○石川県水田フル活用ビジョン(案) <報告事項> ○他産業と連携した収益性の高い農業の推進	19名
第2回 通常総会 平成26年 12月10日	<議案> ○平成27年産米の市町別生産数量目標の配分(案) ○平成27年度石川県水田フル活用の基本的な考え方(案) <報告事項> ○平成27年度における米政策関連施策等の変更点	19名
第3回 通常総会 平成27年 2月19日	<議案> ○平成27年度産地交付金の配分(案) ○平成26年度収支予算の変更	19名

②地域協議会への指導・助言

開催月日	会議名及び主な内容	場 所	対象
平成26年 6月20日	○地域農業活性化協議会担当国会議(第1回) ・水田農業をめぐる情勢 ・水田フル活用ビジョン及び産地交付金 ・水田台帳の整備 ・攻めの農業実践緊急対策 ・経営所得安定対策等に係る事務対応	県農林総合 研究センター	市町、JA、 農業共済組合、 農林総合事務所 出席者80名
平成26年 12月12日	○地域農業活性化協議会担当国会議(第2回) ・米穀情勢 ・当面の水田農業政策への対応 ・平成27年産米の市町別生産数量目標の配分 ・平成27年度石川県水田フル活用の基本的 な考え方	県農林総合 研究センター	市町、JA、 農業共済組合、 農林総合事務所 出席者110名
平成26年 12月18日 ～24日	○地域農業活性化協議会担当国会議(第3回) ・平成27年産生産数量目標に対する本県の 対応方針 ・石川県水田フル活用の基本的考え方 ・新たな石川県農業の展開方向 ・産地交付金の事務手続き ・地域水田フル活用の取組状況 ・平成27年度水田フル活用ビジョンの策定 12/24 南加賀農林総合事務所 21名 12/24 県央農林総合事務所 18名 12/18 石川農林総合事務所 15名 12/19 中能登農林総合事務所 23名 12/19 奥能登農林総合事務所 17名	農林総合事務 所(5か所)	市町、JA、 農林総合事務所 出席者94名
平成27年 1月16日	○地域農業活性化協議会担当国会議(第4回) ・稲作農業の体質強化緊急対策 ・産地交付金	県農林総合 研究センター	市町、JA、 農業共済組合、 農林総合事務所 出席者120名
平成27年 3月24日	○地域農業活性化協議会担当国会議(第5回) ・米穀情勢 ・平成27年度水田フル活用ビジョンの作成 ・稲作農業体質強化緊急対策事業の事務手続き等 ・平成27年度以降の直接支払推進事業 ・攻めの農業実践緊急対策事業 ・生産数量目標調整の意向に係る情報提供	県農林総合 研究センター	市町、JA、 農業共済組合、 農林総合事務所 出席者100名

(2) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業(事業期間:平成24年度～平成26年度)

国の平成24年度の補正予算により創設された事業で、平成24年度に県協議会に造成した基金を活用し、農業機械のリース導入、新品種への転換、ほ場条件の改善など、大豆・麦等の生産拡大のための取組に対して助成金を交付した。

なお、助成対象となる申請は平成25年度限りとなっており、平成26年度については、平成25年度中に計画の申請があった取組に対して助成を行った。

① 平成26年度事業費：26,423,024円（助成件数：6件）

→＜内訳＞

- ア 品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組
・機械・機器の購入、リース等：26,420,000円（件数：6件）
- イ 事務費（助成金振込手数料等）：3,024円

(3) 攻めの農業実践緊急対策事業(事業期間:平成25年度～平成27年度)

国の平成25年度の補正予算により創設された事業で、平成25年度に県協議会に造成した基金を活用し、水田フル活用等に資する低コスト生産のための高効率機械の導入、高収益作物への転換など、農業者等の所得の向上に向けた取組に対して助成金を交付した。

① 平成26年度事業費：186,367,571円（助成件数：39件）

→＜内訳＞

- ア 効率的機械利用体系構築支援
・機械・機器のリース導入：87,443,500円（件数：20件）
- イ 高収益品目等導入支援
・高収益品目等導入に必要な資材導入：98,088,043円（件数：19件）
- ウ 事務費（PRパンフレット作成、助成金振込手数料等）：836,028円

(4) 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業(事業期間:平成26年度～平成28年度)

需要に応じた水田作物の生産拡大に向け、生産コスト低減等に資する技術・経営実証、先進的な担い手向けの革新的な低コスト生産技術の改良等の取組を支援する事業で、県協議会では飼料用米の生産コスト低減を図るため、多収性専用品種の選定、実肥施用による収量向上、耕畜連携を想定した肥料費の低減や立毛乾燥による乾燥コスト削減効果を実証した。

① 平成26年度事業費：1,215,000円

→＜内訳＞

- ア 飼料用米推進検討会・現地検討会の開催（4回）
- イ 飼料用米多収性専用品種 実証ほの設置（2箇所）
- ウ 多収栽培マニュアルの作成（発行部数400部）

(5) 稲作農業の体質強化緊急対策事業のうち

稲作農業体質強化緊急対策事業(事業期間:平成26年度～平成27年度)

国の平成26年度の補正予算により創設された事業で、米価変動にも対応できるよう稲作農業の体質を強化するため、稲作農業者が取り組む生産コスト低減の取組に対して助成金を交付した。

なお、申請額と平成26年度事業費の差額は、平成27年度に支払う。

① 申請額：245,890,000円（申請件数：1,733件、申請面積：10,553ha）

→＜内訳＞

- ア 資材費低減や労働時間短縮の取組を2つ以上実施
申請額：197,200,000円（件数：1,573件、面積：9,661 ha）
- イ 直播栽培の実施
申請額：44,500,000円（件数：157件、面積：857 ha）
- ウ 農業機械の共同利用
申請額：2,125,000円（件数：3件、面積：35 ha）
- エ 事務費（説明会会場借上料、郵送料、振込手数料等）：2,065,000円

② 平成26年度事業費：190,755,963円（助成件数：1,192件、助成面積：8,117ha）

→＜内訳＞

- ア 資材費低減や労働時間短縮の取組を2つ以上実施
助成額：147,980,000円（件数：1,054件、面積：7,303 ha）
- イ 直播栽培の実施
助成額：39,775,000円（件数：135件、面積：779 ha）
- ウ 農業機械の共同利用
助成額：2,125,000円（件数：3件、面積：35 ha）
- エ 事務費（説明会会場借上料、郵送料、振込手数料等）：875,963円

(6) 稲作農業の体質強化緊急対策事業のうち

米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業(事業期間:平成26年度)

国の平成26年度の補正予算により創設された事業で、米価変動にも対応できるよう稲作農業の体質を強化するため、稲作産地の自主的な取組により需要に応じて生産・販売できる環境を整備する取組に対して助成金を交付した。

県協議会では石川県産米需給調整・需要拡大基金が実施した県産米の販売促進の取組に対して助成金を交付した。

① 平成26年度事業費：1,455,000円

② 石川県産米需給調整・需要拡大基金における取組内容

メディア（北國新聞、テレビ金沢CM等）を活用した石川県産米のPR

決 算 報 告 書

自 平成26年 4月 1日
至 平成27年 3月31日

石川県農業活性化協議会

平成26年度収支決算

1. 収支計算書

自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日

(単位:円)

科目	予算	決算	差異
I. 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①大豆・麦等生産体制緊急整備事業	0	0	0
②経営所得安定対策円滑化事業	5,121,000	5,121,000	0
③攻めの農業実践緊急対策事業	0	0	0
④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	1,478,000	1,215,000	263,000
⑤稲作農業体質強化緊急対策事業	225,028,000	191,085,963	33,942,037
⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業	1,455,000	1,455,000	0
事業活動収入計(A)	233,082,000	198,876,963	34,205,037
2. 事業活動支出			
①大豆・麦等生産体制緊急整備事業	233,966,876	26,423,024	207,543,852
②経営所得安定対策円滑化事業	5,121,000	5,121,000	0
③攻めの農業実践緊急対策事業	490,785,000	186,367,571	304,417,429
④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	1,478,000	1,215,000	263,000
⑤稲作農業体質強化緊急対策事業	225,028,000	190,755,963	34,272,037
⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業	1,455,000	1,455,000	0
国返還金支出			
①大豆・麦等生産体制緊急整備事業	0	207,543,852	△ 207,543,852
②経営所得安定対策円滑化事業	0	0	0
③攻めの農業実践緊急対策事業	0	0	0
④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	0	0	0
⑤稲作農業体質強化緊急対策事業	0	0	0
⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業	0	0	0
事業活動支出計(B)	957,833,876	618,881,410	338,952,466
事業活動収支差額(C) = (A) - (B)	△ 724,751,876	△ 420,004,447	△ 304,747,429
II. 投資活動収支の部	0	0	0
III. 財務活動収支の部	0	0	0
IV. 予備費支出	0	0	0
当期収支差額(C)	△ 724,751,876	△ 420,004,447	△ 304,747,429
前期繰越収支差額(D)	724,751,876	724,751,876	0
次期繰越収支差額(C) + (D)	0	304,747,429	△ 304,747,429

2. 貸借対照表

平成27年3月31日 現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産	368,575,072	725,046,658	△ 356,471,586
預金	368,575,072	725,046,658	△ 356,471,586
未収金	0	0	0
資産合計	368,575,072	725,046,658	△ 356,471,586
II. 負債の部			
1. 流動負債	63,827,643	294,782	63,532,861
未払金	63,827,643	294,782	63,532,861
負債合計	63,827,643	294,782	63,532,861
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産	304,747,429	724,751,876	△ 420,004,447
指定正味財産	304,747,429	724,751,876	△ 420,004,447
2. 一般正味財産	0	0	0
一般正味財産	0	0	0
正味財産合計	304,747,429	724,751,876	△ 420,004,447
負債及び正味財産合計	368,575,072	725,046,658	△ 356,471,586

3. 正味財産増減計算書

自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日

(単位:円)

科目	本年度	前年度	増減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取補助金等			
①大豆・麦等生産体制緊急整備事業	26,423,024	90,408,124	△ 63,985,100
②経営所得安定対策円滑化事業	5,121,000	14,085,000	△ 8,964,000
③攻めの農業実践緊急対策事業	186,367,571	0	186,367,571
④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	1,215,000	0	1,215,000
⑤稲作農業体質強化緊急対策事業	190,755,963	0	190,755,963
⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業	1,455,000	0	1,455,000
経常収益計	411,337,558	104,493,124	306,844,434
(2) 経常費用			
事業費			
①大豆・麦等生産体制緊急整備事業	26,423,024	90,408,124	△ 63,985,100
②経営所得安定対策円滑化事業	5,121,000	14,085,000	△ 8,964,000
租税公課	15,883	8,778	7,105
謝金	340,117	277,222	62,895
旅費	136,230	205,240	△ 69,010
需用費	46,968	26,550	20,418
消耗品費	606,049	1,134,764	△ 528,715
会議費	24,000	120,688	△ 96,688
賃金	2,832,009	2,691,828	140,181
協議会運営費	1,119,744	1,119,930	△ 186
助成費	0	8,500,000	△ 8,500,000
③攻めの農業実践緊急対策事業	186,367,571	0	186,367,571
④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	1,215,000	0	1,215,000
⑤稲作農業体質強化緊急対策事業	190,755,963	0	190,755,963
⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業	1,455,000	0	1,455,000
支払助成金計	411,337,558	104,493,124	306,844,434
国返還金			
①大豆・麦等生産体制緊急整備事業	207,543,852	0	207,543,852
②経営所得安定対策円滑化事業	0	0	0
③攻めの農業実践緊急対策事業	0	0	0
④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	0	0	0
⑤稲作農業体質強化緊急対策事業	0	0	0
⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業	0	0	0
国返還金計	207,543,852	0	207,543,852
経常費用計	618,881,410	104,493,124	514,388,286
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
①大豆・麦等生産体制緊急整備事業	0	0	0
②経営所得安定対策円滑化事業	5,121,000	14,085,000	△ 8,964,000
③攻めの農業実践緊急対策事業	0	490,785,000	△ 490,785,000
④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	1,215,000	0	1,215,000
⑤稲作農業体質強化緊急対策事業	191,085,963	0	191,085,963
⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業	1,455,000	0	1,455,000
経常収益計	198,876,963	504,870,000	△ 305,993,037
一般正味財産への振替額			
①大豆・麦等生産体制緊急整備事業	26,423,024	90,408,124	△ 63,985,100
②経営所得安定対策円滑化事業	5,121,000	14,085,000	△ 8,964,000
③攻めの農業実践緊急対策事業	186,367,571	0	186,367,571
④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	1,215,000	0	1,215,000
⑤稲作農業体質強化緊急対策事業	190,755,963	0	190,755,963
⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業	1,455,000	0	1,455,000
支払助成金計	411,337,558	104,493,124	306,844,434
国返還金支出			
①大豆・麦等生産体制緊急整備事業	207,543,852	0	207,543,852
②経営所得安定対策円滑化事業	0	0	0
③攻めの農業実践緊急対策事業	0	0	0
④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	0	0	0
⑤稲作農業体質強化緊急対策事業	0	0	0
⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業	0	0	0
国返還金計額	207,543,852	0	207,543,852
一般正味財産への振替額計	618,881,410	104,493,124	514,388,286
当期指定正味財産増減額	△ 420,004,447	400,376,876	△ 820,381,323
指定正味財産期首残高	724,751,876	324,375,000	400,376,876
指定正味財産期末残高	304,747,429	724,751,876	△ 420,004,447
III. 正味財産期末残高	304,747,429	724,751,876	△ 420,004,447

4. 財産目録

平成27年3月31日現在

(単位:円)

科目		金額	
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
預金	経営所得安定対策円滑化事業	285,841	
預金	攻めの農業実践緊急対策事業	366,817,805	
預金	大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	1,141,426	
預金	稲作農業体質強化緊急対策事業	330,000	
流動資産合計		368,575,072	
資産合計			368,575,072
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	経営所得安定対策円滑化事業	285,841	
未払金	攻めの農業実践緊急対策事業	62,400,376	
未払金	大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	1,141,426	
流動負債合計		63,827,643	
負債合計			63,827,643
正味財産			304,747,429

財務諸表の注記

1. 補助金等の内訳並びに当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の標記区分
①大豆・麦等生産体制緊急整備事業	国	233,966,876	0	233,966,876	0	指定正味財産国庫補助金
②経営所得安定対策円滑化事業	国	0	5,121,000	5,121,000	0	指定正味財産国庫補助金
③攻めの農業実践緊急対策事業	国	490,785,000	0	186,367,571	304,417,429	指定正味財産国庫補助金
④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	国	0	1,215,000	1,215,000	0	指定正味財産国庫補助金
⑤稲作農業体質強化緊急対策事業	国	0	191,085,963	190,755,963	330,000	指定正味財産国庫補助金
⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業	国	0	1,455,000	1,455,000	0	指定正味財産国庫補助金
合計		724,751,876	198,876,963	618,881,410	304,747,429	

監事の意見書

石川県農業活性化協議会規約第28条に基づき、平成26年度事業報告及び収支決算等について監査したところ、その内容は適正なものと認めます。

記

1. 決算監査日 平成27年4月15日
2. 監査場所 J A石川県中央会
金沢市古府1丁目220番地

平成27年4月23日

石川県農業活性化協議会

監事

高瀬裕章 

監事

宮田吉弘 

平成27年度事業計画及び収支予算について

1 平成27年度事業計画

平成27年3月に策定された「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づき進められる食料の安定供給、農業の持続的な発展、農村の振興等の政策を踏まえ、需要に応じた生産、水田のフル活用など、本県農業の振興を図るため、次の事項を重点的に実施する。

(1) 経営所得安定対策円滑化事業(事業期間:平成22年度～)

経営所得安定対策等の実施に必要な米及び米以外の水田作物の生産方針等の策定や産地交付金の要件設定のほか、制度の円滑な実施や水田フル活用の実現に向けた意見交換や地域協議会担当者説明会を実施する。

①総会の開催

開催月日	内 容	備 考
第1回 通常総会 平成27年 4月23日	<議案> ○平成26年度事業報告及び収支決算 ○平成27年度事業計画及び収支予算 ○石川県水田フル活用ビジョン(案) ○石川県農業活性化協議会規約・事務処理規程の変更 <報告事項> ○稲作農業の体質強化緊急対策事業の活用実績	
第2回 通常総会 平成27年 12月中旬	<議案> ○平成28年度産米の市町別生産数量目標の配分(案)	
第3回 通常総会 平成28年 2月下旬	<議案> ○平成28年度産地交付金の配分(案)	

②地域協議会への指導・助言

開催月日	会議名及び主な内容	場 所	対 象
平成27年 5月中旬	○地域農業活性化協議会担当者的会議 ・経営所得安定対策等に係る事務対応 ・水田フル活用ビジョン及び産地交付金の活用 計画策定指導 等	未定	市町、JA、 農業共済組合、 農林総合事務所
平成27年 6月～10月	○地域農業活性化協議会個別打合せ ・主食用米の需給調整に関する取組の検討 ・水田フル活用の進捗状況及び今後の取組 の検討 等	未定	市町、JA、 農林総合事務所
平成27年 12月中旬	○地域農業活性化協議会担当者的会議 ・平成28年産米の市町別生産数量目標の配分	未定	市町、JA、 農業共済組合、 農林総合事務所
平成28年 3月上旬	○地域農業活性化協議会個別打合せ ・平成28年度市町別産地交付金の配分 ・産地交付金の活用計画に関する指導	未定	市町、JA、 農林総合事務所

(2) 攻めの農業実践緊急対策事業(事業期間:平成25年度～平成27年度)

国の平成25年度の補正予算により創設された事業で、平成25年度に県協議会に造成した基金を活用し、水田フル活用等に資する低コスト生産のための高効率機械の導入、高収益作物への転換、効率的流通加工体制づくりのための施設合理化など、農業者等の所得の向上に向けた取組に対して助成金を交付する。

(3) 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業(事業期間:平成26年度～平成28年度)

需要に応じた水田作物の生産拡大に向け、生産コスト低減等に資する技術・経営実証、先進的な担い手向けの革新的な低コスト生産技術の改良等の取組を支援する事業で、県協議会では、平成26年度同様、飼料用米の生産コスト低減を図るため、多収性専用品種の選定、実肥施用による収量向上、耕畜連携を想定した肥料費の低減や立毛乾燥による乾燥コスト削減効果の実証を行う。

<取組内容>

- ア 飼料用米推進検討会・現地検討会の開催(4月、7月～8月、2月)
- イ 多収性専用品種実証ほの設置(3箇所)
- ウ 多収栽培マニュアルの改訂

(4) 稲作農業の体質強化緊急対策事業のうち

稲作農業体質強化緊急対策事業(事業期間:平成26年度～平成27年度)

国の平成26年度の補正予算により創設された事業で、米価変動にも対応できるよう稲作農業の体質を強化するため、稲作農業者が取り組む生産コスト低減の取組に対して助成金を交付する。

平成27年度については、平成26年度中に申請のあった取り組みのうち、未交付である取り組みに対して助成金を交付する。

収支予算書

自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日

(単位:円)

科目	本年度予算(ア)	前年度予算(イ)	増減(ア-イ)	備 考
I. 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①大豆・麦等生産体制緊急整備事業	0	0	0	
②経営所得安定対策円滑化事業	6,124,000	5,121,000	1,003,000	
③攻めの農業実践緊急対策事業	0	0	0	
④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	2,000,000	1,478,000	522,000	
⑤稲作農業体質強化緊急対策事業	55,135,000	225,028,000	△ 169,893,000	
⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業	0	1,455,000	△ 1,455,000	
事業活動収入計(A)	63,259,000	233,082,000	△ 169,823,000	
2. 事業活動支出				
①大豆・麦等生産体制緊急整備事業	0	0	0	
②経営所得安定対策円滑化事業	6,124,000	5,121,000	1,003,000	
③攻めの農業実践緊急対策事業	304,417,429	490,785,000	△ 186,367,571	
④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	2,000,000	1,478,000	522,000	
⑤稲作農業体質強化緊急対策事業	55,135,000	225,028,000	△ 169,893,000	
⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業	0	1,455,000	△ 1,455,000	
国返還金支出				
①大豆・麦等生産体制緊急整備事業	0	0	0	
②経営所得安定対策円滑化事業	0	0	0	
③攻めの農業実践緊急対策事業	0	0	0	
④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	0	0	0	
⑤稲作農業体質強化緊急対策事業	330,000	0	330,000	
⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業	0	0	0	
事業活動支出計(B)	368,006,429	723,867,000	△ 355,860,571	
事業活動収支差額(C) = (A) - (B)	△ 304,747,429	△ 490,785,000	186,037,571	
II. 投資活動収支の部	0	0	0	
III. 財務活動収支の部	0	0	0	
IV. 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額(C)	△ 304,747,429	△ 490,785,000	186,037,571	
前期繰越収支差額(D)	304,747,429	724,751,876	△ 420,004,447	攻めの農業実践緊急対策事業 304,417,429 稲作農業体質強化緊急対策事業 330,000 計 304,747,429
次期繰越収支差額(C) + (D)	0	233,966,876	△ 233,966,876	

石川県水田フル活用ビジョン（案）

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

水稻作付面積については、昭和 60 年の 37,700ha から、平成 25 年では 26,900ha と作付面積で約 10,000ha、作付率で約 30%と大きく減少したものの、本県の耕地面積に占める水稻作付面積の割合は 63%と高く、依然として本県農業の基幹作物となっている。

また、本県の水田転作の状況は、加賀地域を中心に麦・大豆、河北・中能登地域では、飼料用米など非主食用米での転作が定着してきている。このうち麦・大豆については、収量や品質面の向上が課題となっている。

→＜転作の状況（H26）＞

	主食用米	麦	大豆	非主食用	（うち飼料用米）	産地戦略作物
南加賀	6,350.3ha	616.0ha	400.2ha	1,083.8ha	（ 3.3ha）	118.6ha
石 川	3,314.2	118.1	518.9	238.0	（ 13.1 ）	26.7
県 央	3,875.1	7.6	3.9	424.7	（142.2 ）	22.6
中能登	7,133.0	116.4	52.8	880.8	（128.8 ）	46.4
奥能登	3,566.6	0.8	34.2	35.5	（ 13.2 ）	53.0
計	24,239.2	858.9	1,010.0	2,662.8	（300.6 ）	267.3

一方、奥能登地域では、担い手の高齢化が進展し、農家戸数の減少とともに、不作付地が増加するなど、農業生産のみならず、農業・農村が担う多面的機能の低下が懸念される状況にある。

→＜基幹的農業従事者の年齢（歳）（H17→H22）＞

全国 64.2 → 66.1 石川県 67.3 → 68.4（加賀 66.1 → 67.2、能登 68.5 → 69.6）

→＜耕作放棄地の割合（％）（H17→H22）＞

全国 9.7 → 10.6 石川県 15.4 → 17.3（加賀 9.1 → 9.8、能登 22.3 → 25.1）

このような状況の中、国の米政策が見直された平成 26 年度においては、過年産米の在庫に加え、26 年産米も豊作傾向から、米価は前年に比べ大きく下落しており、水稻を基幹とする本県農家経営に大きな影響を及ぼしている。

→＜米価（米の相対取引価格）の推移＞（単位：円/60kg）

年 産	H22	H23	H24	H25	H26
石川（コシヒカリ）	13,313	16,218	16,898	15,075	13,026
前年比		+2,905	+680	▲1,823	▲2,049
全国（全銘柄平均）	12,711	15,215	16,501	14,584	12,112
前年比		+2,504	1,286	▲1,927	▲2,472

※ H22～H25 は通年平均価格、H26 は H27.2 月末現在の価格

このため、地域・集落の担い手や農地など地域の実情を踏まえた上で、水稻の作付面積は、前年以上を目標とし、麦・大豆、その他転作作物の作付面積についても、産地交付金を有効に活用し、前年以上を目標として「担い手の育成」及び「水田フル活用」を進める。

2 作物ごとの取組方針

【基本方針】

- (1) 主食用米の生産について、需給環境の好転に向けて、良質米生産県として配分された生産数量目標を遵守し、配分された範囲内で主食用米の生産を最大限行う。
- (2) 農家所得の最大化を図るため、麦・大豆及び産地戦略作物の作付拡大と産地育成を進める。
- (3) 水稻以外の作付けが困難な地域においては、加工用米、備蓄米、輸出用米、飼料用米、WC S用稲、米粉用米等の新規需要米の作付を進める。

① 主食用米

「うまい・きれい石川米づくり運動」を着実に推進し、需要に対応した良食味・良質米産地として評価を高めていくことが重要である。

このため、本県の主力品種である「コシヒカリ」については、9つの重点推進技術の励行により、気象変動に強い稲体づくりに努め、1等米比率の更なる向上をすすめる。

また、コシヒカリ以外の主食用品種については、業務用等の低価格需要にも対応すべく、収量の向上による所得の確保に努める。

② 麦・大豆

麦・大豆については、本県の転作における土地利用型基幹作物として産地化を進めており、共同利用施設の整備、実需者に対する安定供給を行ってきた。

また、水田の高度利用を図り、所得の向上を図る観点から、麦・大豆を導入し、水稻との輪作体系を構築することは重要であり、今後とも、産地戦略枠を活用して、担い手への集積、作付の団地化、水田の高度利用を進め、生産の拡大を図る。

品質・単収については、麦・大豆ともに全国平均と比べ低い状況にあることから、排水対策の徹底など基本技術を着実に励行するほか、麦については、消雪後施肥の実施、大豆については、新品種「里のほほえみ」への品種転換を段階的に進め、品質・単収の向上を図る。

③ 非主食用米

麦・大豆などの畑作物の作付けが困難な湿田地域においても取組が可能であり、現有の機械設備が活用できることから、品目毎の需要に応じて最大限に作付を推進する。

ア 加工用米・備蓄米・輸出用米

主食用米と同一品種で取り組めるため、中・小規模の農業者でも対応が容易である。

加工用米は実需者の確保が前提となるため、複数年契約の継続も含めた生産枠の確保とあわせて作付を進める。

一方、備蓄米は国の入札での落札が前提となるため、生産枠の確保を図る。

また、輸出用米については、香港・シンガポール・中国等での和食ブームを背景として日本米需要が年々高まっており、輸出先での販売動向等を踏まえ、作付を拡大する。

イ 飼料用米

今後とも主食用米の需要減退が見込まれるなか、飼料用米は非主食用米のなかでは、最も大きな需要があり、助成金を含めて安定的な手取りが見込めることから、ＪＡ全農による買い取りの仕組み等を活用して導入を推進する。

導入にあたっては、主食用米への混入（コンタミ）の防止を考慮して、主食用米の品種での取組を基本とするが、ほ場の団地化や共同利用施設への受入れなど生産条件が整備されている地域、生産者においては、多収性専用品種での取組や、生産農家と実需者となる畜産農家の連携を推進する体制も整備していく。

ウ WCS用稲

WCS用稲は、加賀地区の一部で取組が見られるが、購入飼料の価格が高騰していることから、今後、耕種農家の収益確保と畜産農家の生産コスト低減を図るため、耕種農家と畜産農家との連携を進め、作付を推進する。

エ 米粉用米

米粉用米については、全国的に需要が伸び悩んでおり、県内の作付面積も横ばいの状況にあるが、今後、米粉製品の消費拡大とあわせて作付を推進する。

④ 産地戦略作物 等

産地戦略枠及び攻めの農業実践緊急対策事業等を活用して、戦略的に水田を活用した園芸作物等の産地を育成するため、市場から要望の高い品目で、水稻農家や集落営農組織でも取り組みやすく、機械化対応が可能であるねぎ、かぼちゃ、ブロッコリー、にんじん、たまねぎの５品目のほか、従来から地域特産物として市町や地域が産地化を図ってきた作物等について「産地戦略作物」と位置づけ、市町、ＪＡ等関係団体と連携して重点的に生産の拡大を図る。

また、作付けに当たり、明渠の設置などにより排水対策の徹底を図る。

⑤ 不作付地の解消

調整水田等不作付地について、「人・農地プラン」の策定・見直し時に集落で話し合いを進め、日本型直接支払制度、産地交付金等を活用して、野菜やそばなど地域の実情にあった作物作付、地力増進、景観形成等を進め、不作付地の解消に努める。

3 作物ごとの作付予定面積

作物(水田)	平成25年度の 作付面積 (ha)	平成27年度の作付		平成28年度の目標	
		予定面積 (ha)	増減 (対H25)	作付面積 (ha)	増減 (対H25)
水 稲	26,771.4	26,524.7	▲ 246.7	26,199.5	▲ 571.9
主食用米	24,798.0	23,802.6	▲ 995.4	23,678.1	▲ 1,119.9
非主食用米	1,973.4	2,722.1	748.7	2,521.3	548.0
飼料用米	235.0	384.9	149.9	469.1	234.1
米粉用米	9.7	30.7	21.0	17.8	8.1
WCS用稲	23.5	55.0	31.5	60.0	36.5
加工用米	928.0	832.0	▲ 96.0	796.3	▲ 131.8
うち二毛作	64.4	92.0	27.6	91.5	27.1
備蓄米	758.3	1,338.5	580.2	1,078.4	320.1
輸出用米	18.8	81.0	62.2	99.8	81.0
麦	892.7	908.6	15.9	958.2	65.5
うち二毛作	120.1	106.6	▲ 13.5	112.8	▲ 7.3
大豆	1,019.9	1,056.8	36.9	1,103.6	83.7
うち二毛作	171.2	184.7	13.5	188.2	17.0
飼料作物	52.4	33.3	▲ 19.1	34.0	▲ 18.4
そば	263.8	253.8	▲ 10.0	281.4	17.6
うち二毛作	81.0	82.0	1.0	82.0	1.0
産地戦略作物	260.2	302.2	42.0	337.2	77.0
ねぎ	37.0	42.1	5.1	50.9	13.9
かぼちゃ	86.1	92.1	6.0	104.0	17.9
ブロッコリー	58.4	71.9	13.5	80.0	21.6
にんじん	4.0	5.8	1.8	7.8	3.8
たまねぎ	2.5	2.8	0.3	4.4	1.9
知事特認作物	72.2	87.5	15.3	90.1	17.9
その他地域振興作物	210.9	233.1	22.2	249.6	38.7
野菜	108.0	129.5	21.5	140.3	32.3
花き・花木	20.0	26.4	6.4	29.1	9.0
果樹	7.5	8.4	0.9	8.6	1.1
雑穀	3.2	4.3	1.1	4.3	1.1
地力増進	10.7	10.6	▲ 0.1	10.5	▲ 0.2
景観形成	58.5	50.1	▲ 8.4	53.0	▲ 5.5
その他	3.0	3.8	0.8	3.9	0.9
水田計(作付延面積)	29,471.3	29,312.5	▲ 158.8	29,163.5	▲ 307.8
うち二毛作面積	436.8	465.3	28.6	474.5	37.8
(水田作付実面積)	29,034.5	28,847.2	▲ 187.3	28,689.0	▲ 345.5

作物(畑地)	平成25年度の 作付面積 (ha)	平成27年度の作付		平成28年度の作付	
		予定面積 (ha)	増減 (対H25)	予定面積 (ha)	増減 (対H25)
水 稲	161.3	170.2	8.9	170.2	8.9
主食用米	128.1	133.8	5.7	133.8	5.7
非主食用米	33.2	36.4	3.2	36.4	3.2
加工用米	33.2	36.4	3.2	36.4	3.2
麦	320.9	344.9	24.0	345.3	24.4
大麦	271.7	267.4	▲ 4.3	267.8	▲ 3.9
小麦	49.2	77.5	28.3	77.5	28.3
大豆	330.4	326.2	▲ 4.2	326.2	▲ 4.2
そば	12.0	14.8	2.8	15.0	3.0
畑地計	824.6	856.1	31.5	856.7	32.1
合 計(作付実面積)	30,295.9	30,168.6	▲ 127.3	30,020.2	▲ 275.7

※ ラウンドの関係で、合計、小計が内訳と一致しない場合がある。

4 平成28年度に向けた取組及び目標

取組 番号	対象作物	取 組	分類 ※	指標	平成25年度 (現状値)	平成27年度 (予定)	平成28年度 (目標値)
1	麦(水田)	担い手への集積	イ	集積面積	887.3 ha	905.8 ha	955.7 ha
2	大豆(水田)	担い手への集積	イ	集積面積	981.6 ha	1036.0 ha	1087.2 ha
3	産地戦略作物	生産の拡大	ウ	栽培面積	260.2 ha	302.2 ha	337.2 ha
4	WCS用稲	担い手への集積	イ	集積面積	23.5 ha	55.0 ha	60.0 ha

※「分類」

ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組

イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組

ウ 地域特産品など、ニーズの高い製品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

石川県農業活性化協議会規約・事務処理規程の変更について

1 改正する規約・規程の名称

- ・石川県農業活性化協議会規約
- ・石川県農業活性化協議会事務処理規程

2 改正理由

(1) 石川県農業活性化協議会規約

①業務内容の変更に伴い、(公財)いしかわ農業人材機構の名称が変更したため。

(第3条)

新	旧
県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物・地域振興作物の生産振興及び担い手対策について公益財団法人いしかわ農業総合支援機構と、耕作放棄地対策についていしかわの農地活用連絡調整会と連携し、地域農業の振興に資することを目的とする。	県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物・地域振興作物の生産振興及び担い手対策について公益財団法人いしかわ農業人材機構と、耕作放棄地対策についていしかわの農地活用連絡調整会と連携し、地域農業の振興に資することを目的とする。

②石川県農業共済組合連合会の統廃合による名称変更のため。

(第5条(3))

新	旧
石川県農業共済組合	石川県農業共済組合連合会

③業務内容の変更に伴い、(公財)いしかわ農業人材機構の名称変更のため。

(第5条(6))

新	旧
公益財団法人いしかわ農業総合支援機構	公益財団法人いしかわ農業人材機構

④事業の統廃合に伴う要領・要綱の改正によるため。

(第16条(4))

新	旧
経営所得安定対策等推進事業の実施方針・実施計画等に関すること。	直接支払推進事業の実施方針・実施計画等に関すること。

⑤ 事務局を担当組織毎と定め、部署名を省略する。

(第20条2(1))

新	旧
石川県農業協同組合中央会	石川県農業協同組合中央会 <u>農業対策部</u>

(第20条2(2))

新	旧
石川県農林水産部	石川県農林水産部 <u>企画調整室</u>

(第20条2(3))

新	旧
全国農業協同組合連合会石川県本部	全国農業協同組合連合会石川県本部 <u>米穀園芸部</u>

⑥ 事務局長、事務局次長を組織毎と定め、部署名・職位を省略する。

(第20条4)

新	旧
事務局長は、石川県農業協同組合中央会、事務局次長は、石川県農林水産部と全国農業協同組合石川県本部 <u>から選任すること</u> とし、会務を処理する。	事務局長は、石川県農業協同組合中央会 <u>農業対策部長</u> 、事務局次長は石川県農林水産部 <u>企画調整室次長</u> と全国農業協同組合連合会石川県本部 <u>米穀園芸部長</u> とし、会務を処理する。

⑦ 事業の統廃合に伴う要領・要綱の改正によるため。

(第32条)

新	旧
<u>経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号)</u> 、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。	<u>水田・畑作経営所得安定対策実施要領(平成22年4月1日付け21経営第7157号)</u> 、 <u>経営所得安定対策実施要綱(平成25年5月16日付け25経営第360号)</u> 、 <u>直接支払推進事業実施要綱(平成25年4月1日付け24経営第3666号)</u> 、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

(2) 石川県農業活性化協議会事務処理規程

①事業の統廃合に伴う要領・要綱の改正によるため。

(第3条(1) (2) (3))

新	旧
経営所得安定対策等推進事業	直接支払推進事業

(第4条)

新	旧
経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号)、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。	水田・畑作経営所得安定対策実施要領(平成22年4月1日付け21経営第7157号)、経営所得安定対策実施要綱(平成25年5月16日付け25経営第360号)、直接支払推進事業実施要綱(平成25年4月1日付け24経営第3666号)、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

参 考 資 料

1. 水田の利用状況について ……P 1
2. 各種事業の概要について ……P 3
3. 石川県農業活性化協議会規約・事務処理規程の変更について
……………P 15

水田の利用状況

水田面積 36,153 ha

(各地域農業活性化協議会の水田台帳の積み上げ)

H25

主食用米	転作作付 7,055 ha						調整水田等	その他 (基盤整備等)
	非主食用米 1,910 ha			麦	大豆	その他 (そば、野菜等)		
	飼料用米	加工用米	備蓄米等					
68.6%	0.7%	2.4%	2.2%	2.5%	2.8%	8.9%	10.5%	1.4%
24,798 ha	235 ha	864 ha	811 ha	893 ha	1,020 ha	3,232 ha	3,800 ha (H22末:4,266ha)	500 ha
水稻作付 26,708 ha				転作(畑作物)作付 5,145 ha			不作付 4,300 ha	

備蓄米 758 ha
 米粉用米 10 ha
 WCS用稲 24 ha
 輸出用米 19 ha

水田面積 35,931 ha(▲222)

(各地域農業活性化協議会の水田台帳の積み上げ)

H26
(見込み)

主食用米	転作作付 7,807 ha (+752)						調整水田等	その他 (基盤整備等)
	非主食用米 2,571 ha (+661)			麦	大豆	その他 (そば、野菜等)		
	飼料用米	加工用米	備蓄米等					
67.5%	0.8%	2.2%	4.2%	2.4%	2.8%	9.4%	9.4%	1.4%
24,239 ha	301 ha	775 ha	1,495 ha	859 ha	1,010 ha	3,367 ha	3,385 ha	500 ha
(▲559)	(+66)	(▲89)	(+684)	(▲34)	(▲10)	(+135)	(▲415)	
水稻作付 26,810 ha (+102)				転作(畑作物)作付 5,236 ha (+91)			不作付 3,885 ha(▲415)	

備蓄米 1,339 ha(+581)
 米粉用米 44 ha(+34)
 WCS用稲 50 ha(+26)
 輸出用米 62 ha(+43)

注1:二毛作の面積は含んでいない

注2:26年度の面積等は見込であるため、今後変更される場合がある

各種事業の概要

事業名等	内 容
1 経営所得安定対策円滑化事業	経営所得安定対策等の推進に必要となる県協議会の事務費
2 大豆・麦等生産体制緊急整備事業	大豆・麦の生産拡大に向けた取組等に対する交付金 (参考) 助成対象となる取組内容 (1) 品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組 (2) ほ場条件の改善にかかる取組 (3) その他地域一体となって実施する生産拡大のための取組 (4) 県協議会・地域協議会が自ら行う取組
3 攻めの農業実践緊急対策事業	低コスト・高収益な産地体制への転換に向けた取組等に対する交付金 (参考) 助成対象となる取組内容 (1) 効率的機械利用体系の構築を導入する取組 (2) 高収益作物を導入する取組 (3) 流通加工施設の再編整備する取組 (4) 県協議会・地域協議会が自ら行う取組
4 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業	大豆・麦・飼料用米の生産拡大に向け、新たな栽培技術や品種の導入等により効率的な生産体制の構築と新たな作付体系への転換を支援する交付金 (参考) 助成対象となる取組内容 (飼料用米) (1) 検討会、研修会の開催 (2) 技術実証ほの設置 (3) 栽培マニュアルの作成
5 稲作農業の体質強化緊急対策事業のうち 稲作農業体質強化緊急対策事業	米価変動にも対応できるよう稲作農業の体質を強化するため、稲作農業者の生産コスト低減の取組を支援する交付金 (参考) 助成対象となる取組内容 (1) 資材費の低減や労働時間の短縮を図る2つ以上の取組 (2) 直播栽培の取組 (3) 農業機械の共同利用
6 稲作農業の体質強化緊急対策事業のうち 米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業	米価変動にも対応できるよう稲作農業の体質を強化するため、稲作産地の自主的な取組により需要に応じて生産・販売できる環境を整備する取組を支援する交付金 (参考) 助成対象となる取組内容 (1) 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組 (2) 輸出用向けの販売促進等の取組 (3) 業務用向け等の販売促進等の取組 (4) 非主食用への販売の取組

1. 経営所得安定対策円滑化事業

経営所得安定対策等の推進を図るため、県協議会運営にかかる事務費としての経費

【平成26年度収支決算】

(単位：円)

収 入		支 出	
H26 県交付額	5,121,000	謝金	356,000
		旅費	136,230
		会議費	24,000
		消耗品費	606,049
		需要費	46,968
		賃金（派遣費）	2,832,009
		協議会運営費	1,119,744
合計	5,121,000	合計	5,121,000
		差引次年度繰越金	0

(未払金内訳)

(単位：円)

賃金	254,469
消耗品費	20,335
需要費	11,037
合 計	285,841

【平成27年度収支予算】

(単位：円)

収 入		支 出	
H27 県交付額	6,124,000	謝金	374,000
		旅費	225,000
		会議費	120,000
		消耗品費	500,000
		需要費	64,000
		賃金（派遣費）	3,493,000
		協議会運営費	1,348,000
合計	6,124,000	合計	6,124,000

2. 大豆・麦等生産体制緊急整備事業

大豆・麦等の生産拡大を図るため、地域の実情に応じ、農業機械のリース導入、新品種への転換など、大豆・麦等の生産拡大のための取組に対して助成金を交付

【平成26年度収支決算】

(単位：円)

収 入		支 出	
H25からの繰越金	233,966,876	県協議会支払	0
		地域協議会支払	26,423,024
		国への返還額	207,543,852
合 計	233,966,876	合 計	233,966,876
		差引次年度繰越金	0

大豆・麦等生産体制緊急整備事業

大豆・麦等の生産拡大に緊急かつ積極的に取り組む地域に対して、地域の生産体制整備を支援することにより、これらの生産拡大を図ります。

事業内容

大豆・麦等の生産拡大を図るため、都道府県農業再生協議会に助成金を交付し、地域の実情に応じ、農業機械のリース導入、新品種への転換、ほ場条件の改善など、大豆・麦等の生産拡大のための取組を総合的に支援します。

支援内容

(1) 支援の対象となる取組

- ① 品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組(機械の購入・リースや資材の購入等に要する経費)
- ② ほ場条件の改善に向けた取組(簡易な土壌改良に要する経費)
- ③ その他地域一体となって実施する生産拡大のための取組(検討会の開催等に要する経費)

(2) 協議会が支援を行う場合の補助率

機械購入・リース費用等は1/2以内、資材購入費、検討会費等は10/10以内

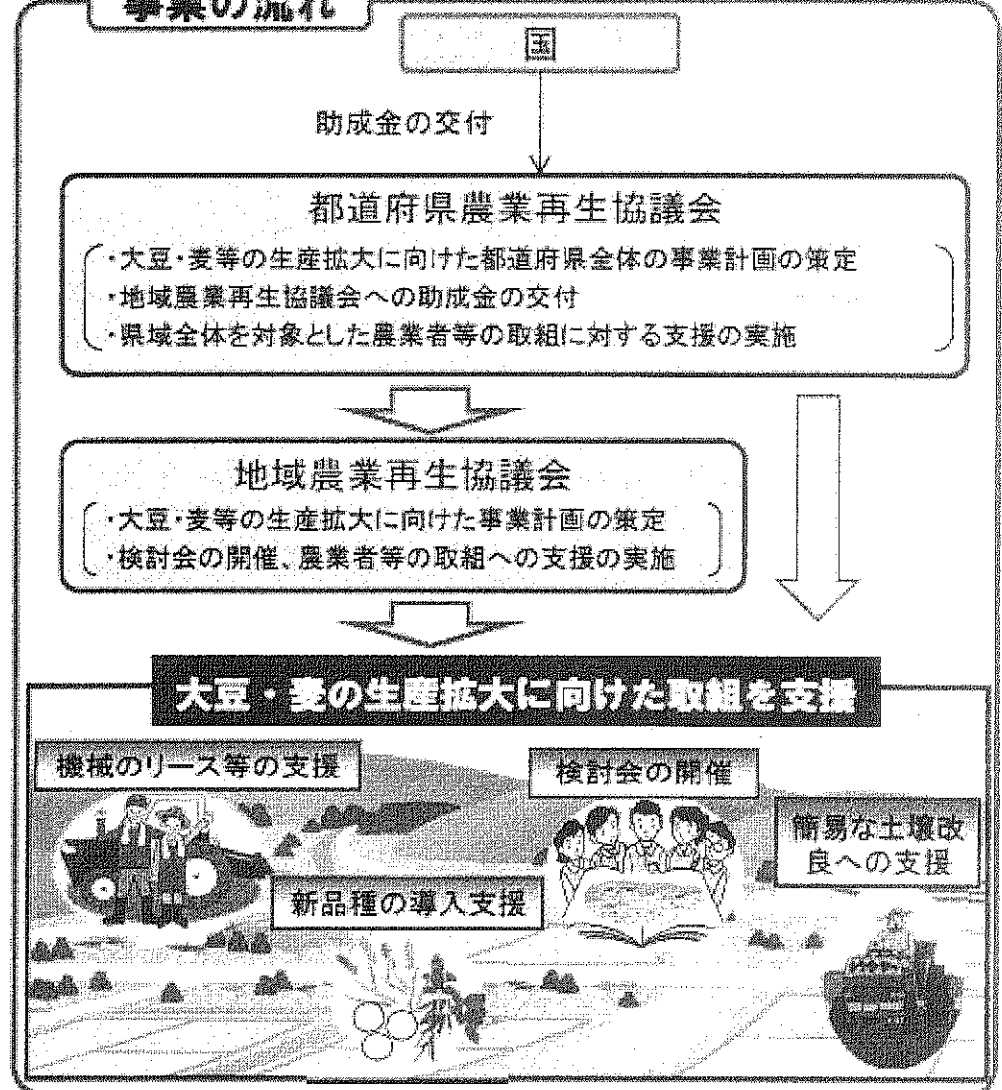
※ 地域の判断により、大豆・麦以外にも、国からの交付額の一定割合を大豆・麦と組み合わせる生産される土地利用型作物に係る取組へ助成することも可能とします。

交付先

都道府県農業再生協議会に一括で助成金を交付します。

※ 県協議会への交付額は、当該県における大豆・麦の作付面積に一定額(水田:10千円/10a、畑:3千円/10a)を乗じた額を上限とします。

事業の流れ



大豆・麦等生産体制緊急整備事業 交付実績

○平成26年度交付実績

(件、円)

協議会名	品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組						事務費	合 計	
	機械・器具の購入、リース等		大豆の品種転換に係る種子購入		防除・肥料等資材購入				
	助成件数	助成額	助成件数	助成額	助成件数	助成額	助成額	助成件数	助成額
能美市	2	3,686,000	—	—	—	—	756	2	3,686,756
川北町	1	3,570,000	—	—	—	—		1	3,570,000
白山市	2	10,310,000	—	—	—	—	1,512	2	10,311,512
河北郡市	1	8,854,000	—	—	—	—	756	1	8,854,756
合 計	6	26,420,000	—	—	—	—	3,024	6	26,423,024

(参考) 平成25年度交付実績

(件、円)

(協議会名)	品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組						事務費	合 計	
	機械・器具の購入、リース等		大豆の品種転換に係る種子購入		防除・肥料等資材購入				
	助成件数	助成額	助成件数	助成額	助成件数	助成額		助成額	助成件数
県協議会	—	—	—	—	—	—	40,770	—	40,770
加賀市	2	11,214,000	—	—	4 5	2,140,740	—	4 7	13,354,740
小松市	1 3	24,747,000	3	183,540	2 1	2,104,280	—	3 7	27,034,820
能美市	2	8,365,000	—	—	—	—	735	2	8,365,735
白山市	2	8,974,000	8	254,654	6 7	11,643,970	27,300	7 7	20,899,924
金沢市	1	4,291,000	1	33,600	4	714,000	—	6	5,038,600
河北郡市	1	3,642,000	1	17,600	2	136,200	735	4	3,796,535
志賀町	4	11,877,000	—	—	—	—	—	4	11,877,000
合 計	2 5	73,110,000	1 3	489,394	1 3 9	16,739,190	69,540	1 7 7	90,408,124

3. 攻めの農業実践緊急対策事業

高効率機械の導入、高収益作物への転換、効率的流通加工体制づくりのための施設合理化など、農業者等の所得の向上に向けた取組に対する交付金

【平成26年度収支決算】

(単位：円)

収 入		支 出	
H25からの繰越金	490,785,000	県協議会支払 地域協議会支払	827,712 185,539,859
合 計	490,785,000	合 計	186,367,571
		差引次年度繰越金	304,417,429

(未払金内訳)

(単位：円)

小松市農業活性化協議会	4件	17,914,756
能美市農業活性化協議会	1件	5,080,756
金沢市農業活性化協議会	10件	36,821,000
宝達志水町農業活性化協議会	1件	2,583,864
合 計	16件	62,400,376

【平成27年度収支予算】

(単位：円)

収 入		支 出	
H26からの繰越金	304,417,429	地域協議会支払	304,417,429
合 計	304,417,429	合 計	304,417,429

攻めの農業実践緊急対策

低コスト・高収益な産地体制への転換を図るため、生産体制、流通加工体制の効率化等に計画的に取り組む産地を総合的に支援します。

事業内容

低コスト・高収益な生産体制への転換を加速化するため、機械利用体系の効率化や高収益作物への作付転換を支援します。
また、集出荷施設や加工処理施設の再編合理化を推進するため、機能向上等に必要な設備の導入等を支援します。

支援内容

(1) 支援の対象となる取組

- ① 効率的機械利用体系を構築する取組(機械のリース導入や既存機械の再利用等に要する経費)
- ② 高収益品目に作付転換する取組(機械のリース導入や簡易な農地整備等に要する経費)
- ③ 集出荷施設等の再編合理化を行う取組(施設の機能向上や有効活用のための設備のリース導入等に要する経費)
- ④ その他地域が一体となって行う取組(技術習得、検討会開催等事業推進に要する経費等)

(2) 協議会が支援を行う場合の補助率

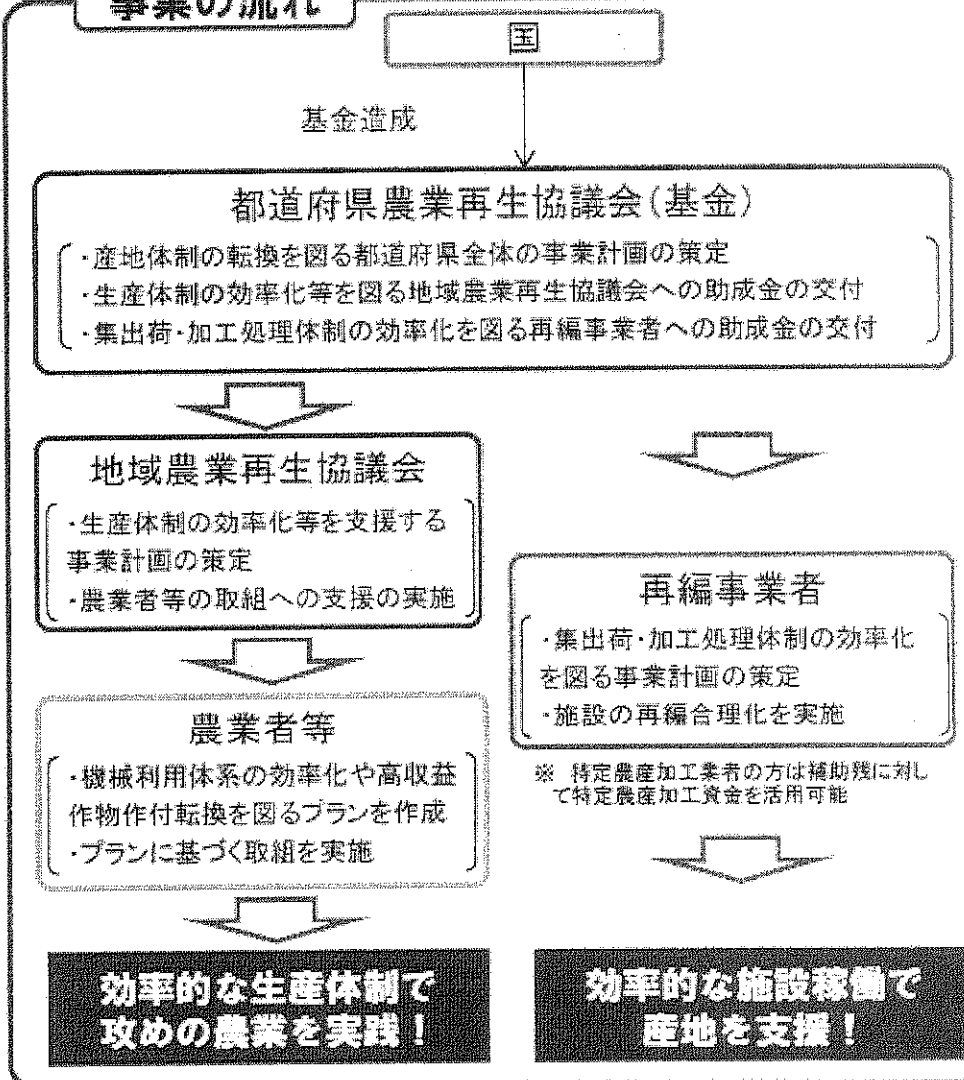
機械・設備のリース導入等は1/2以内(本体価格)、事業推進等は定額

※ 認定農業者の方は補助残に対してスーパーL資金を活用可能。

交付先

都道府県農業再生協議会に一括で基金を造成します。
※ 県協議会への造成額は、当該県の農地面積、地域農業再生協議会の数等に応じて算定される金額の範囲内とします。

事業の流れ



攻めの農業実践緊急対策事業 平成26年度交付実績

(単位：件、円)

協議会名	効率的機械利用体系構築支援		高収益品目等導入支援		施設再編合理化支援		事務費	合計	
	助成件数	助成額	助成件数	助成額	助成件数	助成額	助成額	助成件数	助成額
県協議会	—	—	—	—	—	—	827,712	—	827,712
加賀市	—	—	6	47,717,428			2,592	6	47,720,020
小松市	4	17,914,000	—	—			756	4	17,914,756
能美市	1	5,080,000	—	—			756	1	5,080,756
金沢市	10	36,821,000	—	—			—	10	36,821,000
羽咋市	1	3,328,000	7	32,785,423			2,592	8	36,116,015
宝達志水町	1	2,583,000	6	17,585,192			864	7	20,169,056
志賀町	1	3,150,000	—	—			—	1	3,150,000
輪島市	1	3,775,000	—	—			756	1	3,775,756
珠洲市	1	14,792,500	—	—			—	1	14,792,500
合計	20	87,443,500	19	98,088,043	—	—	836,028	39	186,367,571

4. 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業

大豆・麦・飼料用米の生産拡大に向け、新たな栽培技術や品種の導入、団地化の取組等により効率的な生産体制の構築と新たな作付体系への転換を支援する交付金

【平成26年度収支決算】

(単位:円)

収 入		支 出	
H26国交付額	1,215,000	推進・現地検討会	486,000
		実証ほ設置	439,789
		栽培マニュアル作成	289,211
合 計	1,215,000	合 計	1,215,000
		差引次年度繰越金	0

(未払金内訳)

(単位:円)

推進・現地検討会	486,000
実証ほ設置	366,215
栽培マニュアル作成	289,211
合 計	1,141,426

【平成27年度収支予算】

(単位:円)

収 入		支 出	
H27交付額	2,000,000	推進・現地検討会	575,650
		実証ほ設置	1,161,850
		栽培マニュアル改訂	262,500
合 計	2,000,000	合 計	2,000,000

大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業における平成26年度取組内容

1 飼料用米推進検討会・現地検討会の開催

- ・ 4月8日 内容：実証ほの設置検討（於：石川県庁）
- ・ 7月23日～24日 内容：生育巡回 等（於：津幡町、中能登町）
- ・ 8月6日 内容：生育巡回、飼料用米粉砕機の実演等（於：津幡町、金沢市）
- ・ 2月16日 内容：実証ほの成績検討（於：農林総合研究センター）

2 飼料用米多収性専用品種 実証ほの設置

- ・ 実証内容：地域に適した飼料用米専用品種の選定
- ・ 実証地：中能登町久江
- ・ 実証品種：①いわいだわら、②ホシアオバ、③北陸193号
- ・ 実証結果：坪刈収量は①(610kg/10a) > ③(500kg/10a) > ②(499kg/10a)の順に多く、成熟期①(9/21) > ②(10/14) > ③(10/21)の順に早く、生産者の要望に近いものであったことから①いわいだわらが有望であると思われた。

3 飼料用米多収性専用品種 増収実証ほの設置

- ・ 実証内容：慣行の基肥一発肥料に加えて、耕起前に発酵鶏糞を施用し、さらに追肥（BBとれるぞう）を行った場合の増収効果を確認
- ・ 実証地：津幡町市谷
- ・ 実証品種：べこごのみ
- ・ 実証区：①鶏糞100kg/10a＋追肥10kg、②鶏糞50kg/10a＋追肥10kg、③鶏糞0kg/10a＋追肥10kg、④鶏糞50kg/10a＋追肥無し、
- ・ 実証結果：坪刈収量は①(664kg/10a) > ②(660kg/10a) > ③(568kg/10a) > ④(578kg/10a)と鶏糞散布量が多いほど、また、追肥を施用したほうが増収となった。なお、倒伏程度に差は見られなかった。

4 多収栽培マニュアルの作成（発行部数400部、配布先JA、農林事務所等）

稲作農業の体質強化緊急対策事業のうち

5. 稲作農業体質強化緊急対策事業

米価変動にも対応できるよう稲作農業の体質を強化するため、稲作農業者が取り組む生産コスト低減の取組を支援する交付金

【平成26年度収支決算】

(単位：円)

収 入		支 出	
H 2 6 国交付額	191,085,963	県協議会支払	25,590
		地域協議会支払	190,730,373
合計	191,085,963	合計	190,755,963
		差引次年度繰越金	330,000

【平成27年度収支予算】

(単位：円)

収 入		支 出	
H 2 6 繰越金	330,000	県協議会支払	75,000
H 2 7 国交付額	55,135,000	地域協議会支払	55,060,000
		国への返還額	330,000
合 計	55,465,000	合 計	55,465,000

稲作農業の体質強化緊急対策事業のうち

6. 米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業

米価変動にも対応できるよう稲作農業の体質を強化するため、稲作産地の自主的な取組により需要に応じて生産・販売できる環境を整備する取組を支援する交付金

【平成26年度収支決算】

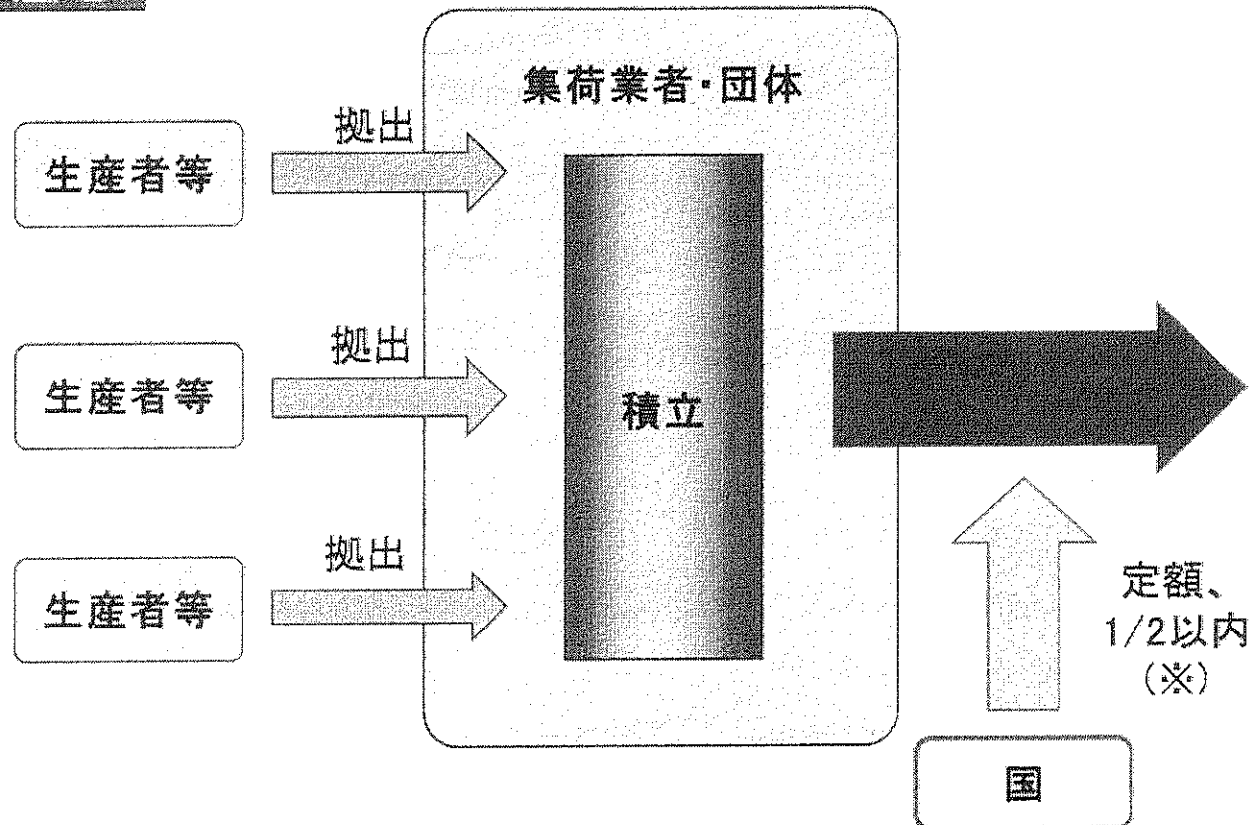
(単位：円)

収 入		支 出	
H 2 6 国交付額	1,455,000	実施主体へ支払	1,455,000
合計	1,455,000	合計	1,455,000
		差引次年度繰越金	0

米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業

- 産地の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境整備を図る観点から、気象の影響等により必要が生じた場合には、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に行う体制を構築していくことが必要。
- あらかじめ生産者等が積立を行い、以下の取組を行う場合に国も一定の支援。

産地



産地自らの自主的な取組

主食用米の

- ① 周年安定供給のための長期計画的な販売
- ② 輸出用向けの販売促進等
- ③ 業務用向け等の販売促進等
- ④ 非主食用への販売

(※) 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

石川県農業活性化協議会 規約・事務処理規程の変更について

改 正 後	現 行
名称 : 石川県農業活性化協議会規約 第1条～第2条 略 (目的) 第3条 県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物・地域振興作物の生産振興及び担い手対策について<u>公益財団法人いしかわ農業総合支援機構</u>と、耕作放棄地対策についていしかわの農地活用連絡調整会と連携し、地域農業の振興に資することを目的とする。 (事業) 第4条 略 (県協議会の委員) 第5条 (1)～(2) 略 (3) <u>石川農業共済組合</u> (4)～(5) 略 (6) <u>公益財団法人いしかわ農業総合支援機構</u> (7)～(14) 略 第6条～第15条 略 第16条 略 (1)～(3) 略 (4) <u>経営所得安定対策等推進事業の実施方針・実施計画等</u>に関する こと。 (5) 略	名称 : 石川県農業活性化協議会規約 第1条～第2条 略 (目的) 第3条 県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物・地域振興作物の生産振興及び担い手対策について<u>公益財団法人いしかわ農業人材機構</u>と、耕作放棄地対策についていしかわの農地活用連絡調整会と連携し、地域農業の振興に資することを目的とする。 (事業) 第4条 略 (県協議会の委員) 第5条 (1)～(2) 略 (3) <u>石川農業共済組合連合会</u> (4)～(5) 略 (6) <u>公益財団法人いしかわ農業人材機構</u> (7)～(14) 略 第6条～第15条 略 第16条 略 (1)～(3) 略 (4) <u>直接支払推進事業の実施方針・実施計画等</u>に関する こと。 (5) 略

(事務局) 第20条 略 2 略 (1) 石川県農業協同組合中央会 (2) 石川県農林水産部 (3) 全国農協同組合連合会石川県本部 3 略 4 事務局長は石川県農業協同組合中央会、事務局次長は石川県農林水産部と全国農業協同組合連合会石川県本部より選任することとし、会務を処理する。 5～6 略 第21条～第23条 略 第24条 略 (1) <u>経営所得安定対策等推進事業費補助金</u> (2) 略 第25条 略 第26条 県協議会の事務に要する経費は、第24条第1号の<u>経営所得安定対策等推進事業費補助金</u>、同条第2号のその他の収入をもって充てる。 第27条～第31条 略 第32条 <u>経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号)</u>、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。	(事務局) 第20条 略 2 略 (1) 石川県農業協同組合中央会<u>農業対策部</u> (2) 石川県農林水産部<u>企画調整室</u> (3) 全国農協同組合連合会石川県本部<u>米穀園芸部</u> 3 略 4 事務局長は石川県農業協同組合中央会<u>農業対策部長</u>、事務局次長は石川県農林水産部<u>企画調整室次長</u>と全国農業協同組合連合会石川県本部<u>米穀園芸部長</u>とし、会務を処理する。 5～6 略 第21条～第23条 略 第24条 略 (1) <u>直接支払推進事業費補助金</u> (2) 略 第25条 略 第26条 県協議会の事務に要する経費は、第24条第1号の<u>直接支払推進事業費補助金</u>、同条第2号のその他の収入をもって充てる。 第27条～第31条 略 第32条 <u>水田・畑作経営所得安定対策実施要領(平成22年4月1日付け21経営第7157号)</u>、<u>経営所得安定対策実施要綱(平成25年5月16日付け25経営第360号)</u>、<u>直接支払推進事業実施要綱(平成25年4月1日付け24経営第3666号)</u>、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。
---	---

附 則 1～10 略 11 この規約は、平成27年4月23日から施行する。	附 則 1～10 略
--	------------------------

石川県農業活性化協議会規約

平成15年11月11日施行
平成18年 9月 1日改正
平成19年 4月18日改正
平成19年 9月28日改正
平成21年 6月26日改正
平成22年 4月28日改正
平成23年 4月27日改正
平成24年 4月 1日改正
平成25年 5月16日改正
平成26年 4月23日改正
平成27年 4月23日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、石川県農業活性化協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 県協議会は、主たる事務所を石川県金沢市古府1丁目220番地に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物・地域振興作物の生産振興及び担い手対策について公益財団法人いしかわ農業総合支援機構と、耕作放棄地対策についていしかわの農地活用連絡調整会と連携し、地域農業の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策の推進に関すること。
- (2) 経営所得安定対策の対象作物の生産数量目標の設定に関すること。
- (3) 集落営農の法人化に関すること
- (4) 農地の利用集積に関すること。
- (5) 担い手の育成・確保に関すること。
- (6) 耕作放棄地対策に関すること。
- (7) その他、県協議会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 委員等

(県協議会の委員)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げる団体が選任するものの他、学識経験者及び実需者各2名をもって組織する。

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 石川県農業協同組合中央会 | (農業者団体) |
| (2) 全国農業協同組合連合会石川県本部 | (") |
| (3) 石川県農業共済組合 | (農業団体) |
| (4) 石川県農業会議 | (") |
| (5) 石川県土地改良事業団体連合会 | (") |

- | | |
|------------------------|---------------|
| (6) 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 | (") |
| (7) いしかわの農地活用連絡調整会 | (") |
| (8) 石川県市長会 | (行政関係者) |
| (9) 石川県町長会 | (") |
| (10) 石川県農林水産部 | (") |
| (11) いしかわ農業振興協議会 | (農業者代表) |
| (12) 石川県農業法人協会 | (") |
| (13) 石川県生活協同組合連合会 | (消費者団体) |
| (14) 石川県婦人団体協議会 | (") |

(届出)

第6条 委員は、その氏名及び住所（委員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 前項の役員は、会長は石川県農業協同組合中央会会長、副会長は石川県農林水産部長をもってあてる。監事は第5条第1項の委員の中から会長が任命する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了または辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第11条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長とする。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 委員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

4 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 経営所得安定対策等推進事業の実施方針・実施計画等に関すること。

(5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 県協議会規約の変更

(2) 県協議会の解散

(3) 委員の除名

(4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催前までに県協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した委員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した委員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第20条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は以下に掲げる組織で構成し、定期的に事務局会議を開催する。

(1) 石川県農業協同組合中央会

(2) 石川県農林水産部

(3) 全国農業協同組合連合会石川県本部

3 事務局には、事務局長及び事務局次長を置く。

4 事務局長は石川県農業協同組合中央会、事務局次長は石川県農林水産部と全国農業協同組合連合会石川県本部より選任することとし、会務を処理する。

5 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

6 事務局長は、必要に応じて関係者に意見を求めることができる。

(業務の執行)

第21条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

(1) 事務処理規程

(2) 会計処理規程

(3) 文書取扱規程

(4) 公印取扱規程

(5) 内部監査実施規程

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 県協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程

(2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面

- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

(事業年度)

第23条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第24条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第25条 県協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第26条 県協議会の事務に要する経費は、第24条第1号の経営所得安定対策等推進事業費補助金、同条第2号のその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第27条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第28条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、各年度第1回目の通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第29条 会長は、第28条に掲げる書類と前条第1項各号に掲げる書類及び、当年度の事業計画書・収支予算書について、総会の議決を得た後、北陸農政局長に提出しなければならない。

第7章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第30条 この規約及び第21条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく北陸農政局長に届出なければならない。

(県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第 31 条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより北陸農政局長に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第 8 章 雑則

(細則)

第 32 条 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号）、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 15 年 11 月 11 日から施行する。
- 2 この規約は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。
- 3 この規約は、平成 19 年 4 月 18 日から施行する。
- 4 この規約は、平成 19 年 9 月 28 日から施行する。
- 5 この規約は、平成 21 年 6 月 26 日から施行する。
- 6 この規約は、平成 22 年 4 月 28 日から施行する。
- 7 この規約は、平成 23 年 4 月 27 日から施行する。
- 8 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この規約は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
- 10 この規約は、平成 26 年 4 月 23 日から施行する。
- 11 この規約は、平成 27 年 4 月 23 日から施行する。

改正後	現 行
名称：石川県農業活性化協議会事務処理規程 第1条～第2条 略 第3条 略 (1) 略 ・<u>経営所得安定対策等推進事業に係る事務</u> (2) 略 ・<u>経営所得安定対策等推進事業に係る事務</u> (3) 略 ・<u>経営所得安定対策等推進事業に係る事務</u> 第4条 <u>経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号)</u>、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。	名称：石川県農業活性化協議会事務処理規程 第1条～第2条 略 第3条 略 (1) 略 ・<u>直接支払推進事業に係る事務</u> (2) 略 ・<u>直接支払推進事業に係る事務</u> (3) 略 ・<u>直接支払推進事業に係る事務</u> 第4条 <u>水田・畑作経営所得安定対策実施要領(平成22年4月1日付け21経営第7157号)</u>、<u>経営所得安定対策実施要綱(平成25年5月16日付け25経営第360号)</u>、<u>直接支払推進事業実施要綱(平成25年4月1日付け24経営第3666号)</u>、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

石川県農業活性化協議会事務処理規程

平成16年	4月 7日	制定
平成19年	4月18日	改正
平成19年	8月29日	改正
平成21年	4月24日	改正
平成22年	4月28日	改正
平成23年	4月27日	改正
平成25年	5月16日	改正
平成26年	4月23日	改正
平成27年	4月23日	改正

(目的)

第1条 この規程は、石川県農業活性化協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、次に掲げる組織が事務を行うものとし、その責任者は事務局長とする。

- (1) 石川県農業協同組合中央会
 - ・ 経営所得安定対策等推進事業に係る事務
- (2) 石川県農林水産部
 - ・ 経営所得安定対策等推進事業に係る事務
- (3) 全国農業協同組合連合会石川県本部
 - ・ 経営所得安定対策等推進事業に係る事務

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る石川県農業活性化協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る石川県農業活性化協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号)、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月7日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年4月18日から施行する。
- 3 この規程は、平成19年8月29日から施行する。
- 4 この規程は、平成21年4月24日から施行する。
- 5 この規程は、平成22年4月28日から施行する。
- 6 この規程は、平成23年4月27日から施行する。
- 7 この規程は、平成25年5月16日から施行する。
- 8 この規程は、平成26年4月23日から施行する。
- 9 この規程は、平成27年4月23日から施行する。

報 告 事 項

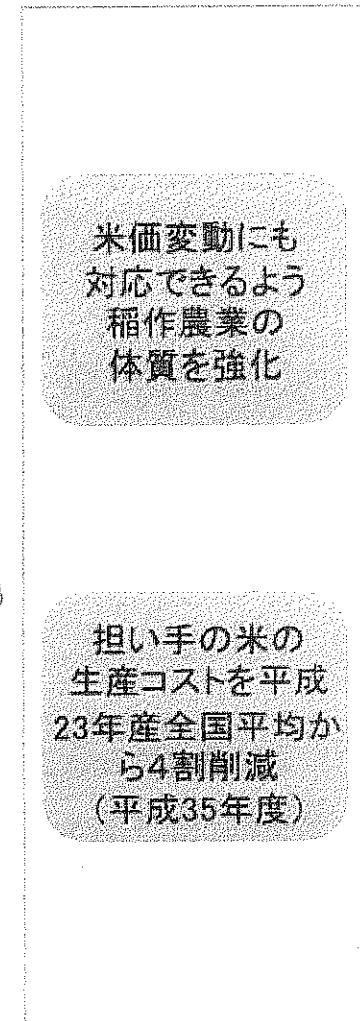
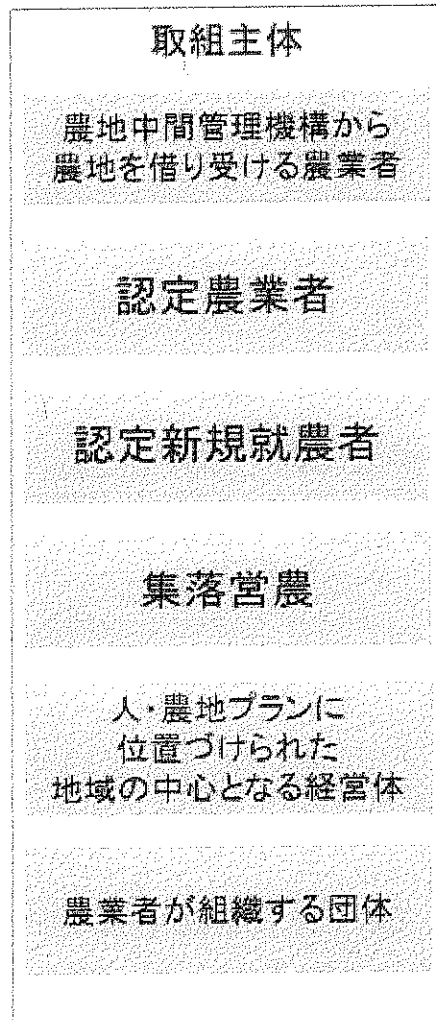
資料 稲作農業の体質強化緊急対策事業の活用実績について

稲作農業の体質強化緊急対策事業の概要

平成26年度補正事業

平成27年1月
農林水産省生産局

稲作農業の体質強化緊急対策事業

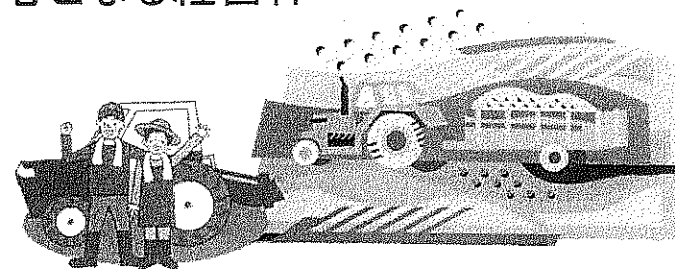


1. 内容及び助成対象者

平成27年産の主食用米の生産を行う農業者が、生産コスト低減計画を策定し、それに基づいた肥料・農薬代などの資材費の低減や労働時間を短縮する取組、直播栽培、農業機械の共同利用など生産コスト低減の取組の実施を約束する場合、取組に応じて、地域農業再生協議会を通じて支援します。

助成対象者は、以下のとおりです。

- 農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者
- 認定農業者
- 認定新規就農者
- 集落営農
- 人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体
- 農業者が組織する団体(原則5戸以上)



2. 助成金額

取組内容、取組規模、助成金額の関係は次のとおりです。A, B, Cの各取組の取組面積に応じて助成金額を設定しています。取組メニューのAについては、A1～15の中から2つの取組を行う必要があります。

取組メニュー	取組面積の考え方	助成金額(万円)			
		1ha未満	1ha以上 2ha未満	2～20ha (1haごと 20ha以上 に区分)	
A1 新たな品種導入による作期の分散	作期分散計画に基づく作付面積				
A2 疎植栽培の実施	疎植栽培を行う面積				
A3 乳苗移植栽培の実施	乳苗の移植する面積				
A4 無代かき移植栽培の実施	代かきを行わないほ場に苗を移植する面積				
A5 堆肥散布を踏まえた施肥の実施	堆肥散布を行い化学肥料を減らして施肥を行う面積				
A6 土壌分析を踏まえた施肥の実施	土壌分析を行い分析結果を踏まえて施肥を行う面積	2.0	3.0	1ha単位 で2万円 ずつ増	41.0
A7 生育診断を踏まえた施肥の実施	生育診断を行い診断結果を踏まえて施肥を行う面積				
A8 プール育苗の実施	プール育苗により育苗した苗を移植する面積				
A9 温湯種子消毒の実施	温湯種子消毒を行い育苗した苗を移植する面積				
A10 流し込み施肥の実施	流し込み施肥により追肥を行う面積				

取組メニュー	取組面積の考え方	助成金額(万円)			
		1ha未満	1ha以上 2ha未満	2～20ha (1haごと 20ha以上 に区分)	
A11 育苗箱全量施肥の実施	育苗箱全量施肥を行った苗を移植する面積				
A12 側条施肥の実施	側条施肥を行う面積				
A13 農薬の育苗箱播種同時処理の実施	農薬の育苗箱播種同時処理を行った苗を移植する面積	2.0	3.0	1ha単位 で2万円 ずつ増	41.0
A14 農薬の田植え同時処理の実施	田植えと同時に農薬の処理を行う面積				
A15 地域設定メニューの実施	農林水産省が承認した取組に基づき設定				
B 直播栽培の実施	直播栽培を行う面積	5.0	7.5	1ha単位 で5万円 ずつ増	102.5

取組メニュー	取組面積の考え方	助成金額(万円)				
		7ha未満	7ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上
C 農業機械の共同利用	共同利用する農業機械の利用面積	25	42.5	62.5	87.5	125

3. 支援対象となる取組メニューと取組内容(要件)

取組メニュー		支援対象となる取組内容
A (Aは以下のメニューから2つ選択)		
1	新たな品種導入による作期の分散	・従来と作期が異なる新たな品種を導入。また、作期分散計画を作成。
2	疎植栽培	次のいずれかを行い疎植栽培に取り組む ・生産コスト低減(26年比2%以上)が可能な本メニューに係る新たな取組を実施 ・疎植対応の機械を新たに導入 ※ 疎植のめやすは、移植密度が地域の慣行栽培における80%以下 など
3	乳苗移植栽培	次のいずれかを行いメニューに取り組む ・生産コスト低減(26年比2%以上)が可能な本メニューに係る新たな取組を実施
4	無代かき移植栽培	・ほ場の均平化を27年産作付前に実施 ※ 乳苗とは、2葉未満の苗(育苗日数が7~10日程度)
5	堆肥散布を踏まえた施肥	・施肥管理計画を作成し、堆肥散布、土壌分析、生育診断を踏まえた施肥を行う ※ 堆肥散布の取組は堆肥中の肥料成分の把握、土壌分析はpH・窒素・リン・カリの分析、生育診断は草丈、茎数及び葉色値の測定が必要
6	土壌分析を踏まえた施肥	
7	生育診断を踏まえた施肥	
8	プール育苗	次のいずれかを行いメニューに取り組む ・生産コスト低減(26年比2%以上)が可能な各メニューに係る新たな取組を実施 ・専用の機械・装置※を新たに設置する ※ 育苗用のプール、温湯消毒用の温度・時間の測定機能がある機械、流し込み施肥専用の装置、側条施肥仕様の田植機、取組メニューの実施に係る専用の機械
9	温湯種子消毒	
10	流し込み施肥	
11	育苗箱全量施肥	
12	側条施肥	
13	農薬の苗箱播種同時処理	
14	農薬の田植え同時処理	
15	地域設定メニューの実施	農林水産省が承認した取組
B	直播栽培の実施	次のいずれかを行い直播栽培に取り組む ・生産コスト低減(26年比4%以上)が可能な本メニューに係る新たな取組を実施 ・直播専用の播種機を新たに導入
C	農業機械の共同利用	・既存機械を廃棄し、かつ、機械を新たに導入(構成員が所有する法定耐用年数内の機械を共同利用に変更する場合も対象) ※ 対象となる機械は、トラクター、田植機、コンバイン

稲作農業の体質強化緊急対策事業の活用実績について

1 稲作農業の体質強化緊急対策事業のうち

「稲作農業体質強化緊急対策事業」

平成27年産米の主食用米の生産を行う稲作農業者が米価変動に対応できるよう低コスト化に向けた取り組み強化に資するため、生産コスト低減計画を策定し、それに基づいた取組の実施を約束する場合、それらの農業者に支援を行う。

募集期間 1月9日～3月19日

本県申請額 245,890千円

本県申請件数 1,733件

取組面積 10,552.5ha

※26年産主食用米水稻作付面積のうち約43.5%で実施。

カバー率は全国2位。

(26年産主食用米水稻作付面積 24,239.2ha)

2 稲作農業の体質強化緊急対策事業のうち

「米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業」

民間主導のコメの周年供給・需要拡大に対する取組、産地の判断により主食用米を長期計画的に販売する取組や業務用・輸出用向けなど他用途への販売を行う取組等を自主的に実施する場合、それらの事業実施主体に支援を行う。

募集期間 1月9日～1月31日

本県申請額 1,455千円

事業実施団体 石川県産米需給調整・需要拡大基金

取組内容

北陸新幹線開業にあわせてマスメディアを活用した広告宣伝や金沢駅構内に電子看板を設置するなど、広く県内外に県産米をPRした。

26年産主食用米作付面積と生産コスト低減計画
申請面積の比率

協議会名	26年産主食用 水稻作付面積 (ha)	生産コスト低減計画 申請面積 (ha)	面積 カバー率 (%)
加賀市	2,151.1	1,248.9	58.1
小松市	2,477.0	1,334.9	53.9
能美市	1,173.3	619.8	52.8
川北町	548.9	308.6	56.2
白山市	3,080.2	1,678.2	54.5
野々市市	233.9	56.0	23.9
金沢市	2,217.0	960.0	43.3
河北郡市	1,658.2	703.3	42.4
羽咋市	1,481.4	897.9	60.6
宝達志水町	918.2	373.5	40.7
志賀町	1,630.9	439.7	27.0
中能登町	1,082.9	441.1	40.7
七尾市	2,019.7	378.2	18.7
穴水町	478.0	113.6	23.8
輪島市	1,229.8	358.3	29.1
能登町	936.3	222.1	23.7
珠洲市	922.5	418.5	45.4
合計	24,239.2	10,552.5	43.5

稲作農業体質強化緊急対策事業 協議会別申請一覧

取組A: 肥料・農薬代などの資材費や労働時間を短縮する取組みを2つ以上実施

取組B: 直播栽培の実施

取組C: 農業機械の共同利用

(単位: 件、ha、円)

(協議会名)	取組A			取組B			取組C			合計			事務費	総計
	件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額	金額	金額
加賀市	271	1,183	24,310,000	20	66	3,525,000	-	-	-	291	1,249	27,835,000	200,000	28,035,000
小松市	176	1,150	23,670,000	32	165	8,625,000	1	20	1,250,000	209	1,335	33,545,000	400,000	33,945,000
能美市	72	489	10,020,000	20	131	6,875,000	-	-	-	92	620	16,895,000	80,000	16,975,000
川北町	60	265	5,460,000	11	44	2,275,000	-	-	-	71	309	7,735,000	50,000	7,785,000
白山市	162	1,575	31,790,000	14	103	5,350,000	-	-	-	176	1,678	37,140,000	80,000	37,220,000
野々市市	5	56	1,130,000	-	-	-	-	-	-	5	56	1,130,000	-	1,130,000
金沢市	184	937	19,370,000	2	23	1,150,000	-	-	-	186	960	20,520,000	200,000	20,720,000
河北郡市	112	703	14,140,000	-	-	-	-	-	-	112	703	14,140,000	-	14,140,000
羽咋市	190	861	17,640,000	10	37	2,100,000	-	-	-	200	898	19,740,000	345,000	20,085,000
宝達志水町	43	344	7,010,000	4	30	1,550,000	-	-	-	47	374	8,560,000	80,000	8,640,000
志賀町	52	380	7,760,000	8	60	2,850,000	-	-	-	60	440	10,610,000	120,000	10,730,000
中能登町	51	392	7,940,000	13	49	2,650,000	-	-	-	64	441	10,590,000	140,000	10,730,000
七尾市	61	378	7,910,000	1	-	50,000	-	-	-	62	378	7,960,000	100,000	8,060,000
穴水町	39	114	2,500,000	-	-	-	-	-	-	39	114	2,500,000	70,000	2,570,000
輪島市	47	329	6,590,000	6	27	1,475,000	1	2	250,000	54	358	8,315,000	100,000	8,415,000
能登町	20	215	4,420,000	3	7	450,000	-	-	-	23	222	4,870,000	-	4,870,000
珠洲市	28	290	5,540,000	13	115	5,575,000	1	13	625,000	42	418	11,740,000	-	11,740,000
県協議会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100,000	100,000
合計	1,573	9,661	197,200,000	157	857	44,500,000	3	35	2,125,000	1,733	10,553	243,825,000	2,065,000	245,890,000

注) ラウンドの関係で合計値は必ずしも一致しない。

稲作農業体質強化緊急対策事業 協議会別支払実績

取組A: 肥料・農薬代などの資材費や労働時間を短縮する取組みを2つ以上実施
 取組B: 直播栽培の実施
 取組C: 農業機械の共同利用

(単位: 件、ha、円)

(協議会名)	取組 A			取組 B			取組 C			合計(取組 A + B + C)			事務費	総計
	件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額	件数	面積	金額	金額	金額
加賀市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小松市	162	1,026	21,170,000	32	165	8,625,000	1	20	1,250,000	195	1,211	31,045,000	90,000	31,135,000
館美市	68	478	9,800,000	20	131	6,875,000	-	-	-	88	609	16,675,000	34,128	16,709,128
川北町	60	265	5,440,000	11	44	2,275,000	-	-	-	71	309	7,715,000	50,000	7,765,000
白山市	160	1,548	31,250,000	13	101	5,225,000	-	-	-	173	1,649	36,475,000	75,965	36,550,965
野々市市	1	20	410,000	-	-	-	-	-	-	1	20	410,000	-	410,000
金沢市	102	705	14,420,000	2	23	1,150,000	-	-	-	104	728	15,570,000	-	15,570,000
河北郡市	103	633	12,620,000	-	-	-	-	-	-	103	633	12,620,000	-	12,620,000
羽咋市	134	716	14,550,000	10	37	2,100,000	-	-	-	144	753	16,650,000	247,000	16,897,000
宝達志水町	28	253	5,080,000	3	18	975,000	-	-	-	31	271	6,055,000	16,000	6,071,000
志賀町	46	331	6,680,000	8	60	2,850,000	-	-	-	54	391	9,530,000	60,000	9,590,000
中能登町	42	324	6,550,000	12	45	2,475,000	-	-	-	54	369	9,025,000	110,000	9,135,000
七尾市	25	154	3,260,000	1	-	50,000	-	-	-	26	154	3,310,000	46,000	3,356,000
穴水町	38	95	2,130,000	-	-	-	-	-	-	38	95	2,130,000	21,280	2,151,280
輪島市	40	285	5,700,000	6	27	1,475,000	1	2	250,000	47	314	7,425,000	100,000	7,525,000
能登町	18	188	3,530,000	4	12	125,000	-	-	-	22	200	3,655,000	-	3,655,000
珠洲市	27	283	5,390,000	13	115	5,575,000	1	13	625,000	41	411	11,590,000	-	11,590,000
県協議会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25,590	25,590
合計	1,054	7,303	147,980,000	135	778	39,775,000	3	35	2,125,000	1,192	8,117	189,880,000	875,963	190,755,963

注) ラウンドの関係で合計値は必ずしも一致しない。

稲作低コスト対策

主食用作付けの23%

申請結果
表
予算額では4割に

林方正農相は24日の閣議後記者会見で、2014年度補正予算案に盛り込んだ、米の生産コスト削減に取り組み農業者を支援する事業について申請結果を明らかにした。全国から集まった申請は面積ベースで約34万5000ha。主食用米作付面積の4分の1が事業の対象となる計算で、農水省は攻めの農業実現の鍵を握る米の生産コスト削減に、一定の効果が発揮できたとみている。

稲作農業の体質強化緊急対策事業（予算額約200億円）で肥料・農業17種類のメニューから、いすれかを選んで取り組んだ生産者に助成金を出したため、再び3月19日

が対象になれるよう要件を柔軟にした。
当初は1月末が申請期限だったが、周知期間が短く、生産現場に制度が十分浸透していないことも踏まえ、申請期限を2月27日に延長した。それでもまだ予算に余裕があったため、再び3月19日

都道府県	申請金額 (千円)	申請面積 (ha)	14年産主食用米作 付面積に占める 申請面積 (%)
北海道	1,891,265	89,675	86.6
青森	241,275	9,872	23.4
岩手	350,474	14,981	29.3
宮城	497,830	22,319	32.9
秋田	690,458	32,570	42.9
山形	585,203	24,975	40.9
福島	372,169	16,028	25.6
茨城	129,200	5,885	8.1
栃木	216,943	9,750	16.7
群馬	54,225	2,452	15.4
埼玉	77,041	3,421	10.1
千葉	76,189	3,407	5.8
東京	2,267	85	2.7
神奈川	2,085	83	1.6
山梨	78,827	3,647	11.1
長野	54,726	2,583	15.6
新潟	591,203	26,406	25.1
富山	323,340	12,844	36.0
石川	247,345	10,553	43.4
福井	199,459	6,588	26.7
岐阜	54,250	2,415	10.3
愛知	95,325	2,890	10.2
三重	38,598	1,792	6.2
滋賀	223,613	10,204	32.6
京都	40,717	1,814	12.2
大阪	1,078	34	0.6
兵庫	82,561	3,298	9.0
奈良	9,895	417	4.6
和歌山	1,132	51	0.7
鳥取	23,003	1,020	7.8
島根	56,955	2,548	14.0
岡山	65,587	2,240	7.2
広島	65,159	3,011	12.1
山口	38,900	1,466	6.8
徳島	10,736	454	3.5
香川	20,380	910	6.4
愛媛	10,888	395	2.6
高知	8,889	330	2.6
福岡	57,849	2,634	7.1
佐賀	40,976	1,808	7.1
長門	15,846	560	4.2
熊本	68,652	2,932	8.1
大分	36,585	1,537	6.8
宮崎	16,678	665	3.8
鹿児島	37,898	1,760	7.9
沖縄	2,275	102	11.9
合 計	7,805,949	345,407	23.4

で見ると、予算額の4割にとどまった。面積ベースは、昨年産主食用米の作付面積（約147万4000ha）と比べると、その23%を占める水準に達した。政府は「今後10年間、担い手の米生産費を4割削減」という目標を掲げるが、同省は「どんな取り組みをすれば、生産コストが削減できるのか。それを全国の生産者に知ってもらう効果も今回の事業にはあった」（米穀課）としている。

※報告事項7頁の「26年産主食用米作付面積と生産コスト低減計画申請面積の比率」にある面積力バー率（43.5%）と新聞記事の面積力バー率（43.4%）の差異は、新聞記事の主食用米作付面積は国の統計データ（24,300ha）を使用しているためである。

出典：平成27年3月15日付 日本農業新聞2面